

平成 30 年度東根市住まい応援事業手引き

目次

●平成 30 年度の改正点	1
●新築工事、リフォーム工事をされる方へ	2
●県の要件工事について	3
●「空き家」の要件について	3
●世帯要件について	5
●手続きの流れについて	6
1. 補助の対象となる要件	7
2. 交付申請	8
3. 変更（廃止）承認申請	10
4. 実績報告	11
5. 補助金請求	12
●写真撮影時の注意事項	13
●申請書の記載例	15

●平成 30 年度の改正点

1. 要件工事の名称及び内容が一部変更になりました

(1) 要件工事の名称変更について

- 要件 1 部分補強工事 ⇒ 減災・部分補強工事 に名称を変更
- 要件 2 省エネ化工事 ⇒ 寒さ対策・断熱化工事 に名称を変更

(2) 要件工事の内容変更について

平成 29 年度まで要件工事となっていた以下の工事について、県が実施する他の補助金と重複することから削除となります。ただし、他の要件で点数が充足する場合には、補助対象工事に含めることは可能です。

- 2-1. 高効率給湯器を設置する工事 ⇒ 削除
- 2-2. 再生可能エネルギー（太陽光や太陽熱、地熱等）
利用機器を設置する工事 ⇒ 削除
- 2-3. バイオマス燃焼機器（ペレットや薪を使用するボイラーやストーブ）
を設置する工事 ⇒ 削除
- 2-6. 住宅内に電気設備工事を伴う省エネ照明機器
（LED 照明機器、人感センサーライト）を設置する工事 ⇒ 削除
- 2-8. 住宅内に電気設備工事を伴う県産有機 EL パネルを用いて製造した
県産有機 EL 照明機器を設置する工事 ⇒ 削除

また、ヒートショックが原因になっている突然死が増加していることを受け、住宅内の温度差を低減するための工事が新たに要件工事に追加されました。

- ①「やまがた健康住宅認証」を受けた改修工事
- ②浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事

2. 申請期限が延長されました

平成 29 年度までは、1 月 31 日を申請期限としておりましたが、平成 30 年度より申請期限を設けず、「平成 31 年 3 月 10 日までに工事を完了し、3 月 20 日までに実績報告ができる工事」であれば、期限なく申請することができます。

ただし、従来どおり、予算の範囲内での実施となりますので、予算が無くなり次第受付を終了させていただきますのでご注意ください。

●新築工事、リフォーム工事をされる方へ

平成30年4月2日より東根市住まい応援事業の補助金交付申請の受付を開始します。

補助率や補助上限額、世帯要件等は昨年までと変更ありません。

工事要件 世帯要件	工事要件			
	市単独工事	一般	県産木材使用 (3㎡以上)	空き家活用 ※
一般世帯	新築工事・県の要件工事に該当しない工事	要件工事①～⑤に該当する工事	県産木材3㎡以上使用する工事	要件工事①～⑤に該当する工事
	市：補助率10% (上限15万円)	市：補助率10% (上限15万円) 県：補助率10% (上限20万円)	市：補助率10% (上限15万円) 県：補助率10% (上限30万円)	
三世帯世帯	新築工事・県の要件工事に該当しない工事	要件工事③か⑥に該当する工事	要件工事③か⑥に該当する工事+県産木材3㎡以上使用する工事	要件工事③か⑥に該当する工事
移住世帯		要件工事①～⑤に該当する工事	県産木材3㎡以上使用する工事	要件工事①～⑤に該当する工事
新婚世帯				
近居世帯				
子育て世帯				
	市：補助率10% (上限15万円)	市：補助率10% (上限20万円) 県：補助率20% (上限30万円)	市：補助率10% (上限20万円) 県：補助率20% (上限40万円)	

※売買により取得した空き家活用については、中古住宅診断を受けた物件のみ適用

●県の要件工事について

- ①減災・部分補強工事（例：既存壁を耐震壁に変える工事など）
 - ②寒さ対策・断熱化工事（例：天井・外壁などに断熱材使用。窓を二重サッシに変えるなど）
 - ③バリアフリー化工事（例：和式トイレから洋式トイレへの交換や手すりの設置など）
 - ④県産木材使用工事（例：リフォーム工事に使用する木材が県産木材）
 - ⑤克雪化工事（例：屋根に雪止め、融雪設備を設置する工事など）
 - ⑥三世代同居リフォーム工事（例：居住床面積の10㎡以上の増加、便所・浴室等の増設工事他）
- 以上の工事内容で、「県補助費対象工事基準点算出表」の下記の基準点数を満たすこと。
 ○総工事費50万円未満の場合：5点以上　○総工事費50万円以上の場合：10点以上

●「空き家」の要件について

事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。）であって、下記の条件により取得したものをいう。

1. 売買 平成29年4月1日以降に成立し、買主が個人であるものに限る。
 ※「空き家」を売買により取得した場合には、中古住宅診断を受けることが必須となります。
2. 贈与 平成29年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る。
3. 相続 平成27年4月1日以降に相続したものに限り。

所有権が移転した段階で当該建築物に居住者がいなかったことを下記のとおり書類を添付し、証明する必要があります。

取得方法	書類の種類	空き屋であることの確認方法
相続	登記事項証明書 遺産分割協議書 住民票 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	（所有権移転登記を行っている場合） 登記事項証明書に記載されている原因及び日付で、相続による所有権移転登記を行った年月日を確認し、当該年月日に従前所有者及び相続者が当該住所に居住していなかったことを確認する。 （所有権移転登記を行っていない場合） 戸籍謄本及び住民票により相続した時点で空き家で有ったこと、及び遺産分割協議書、固定資産税納税証明又は固定資産税課税台帳の写し（当該空き家に納税義務者であることを本人の承諾のうえ固定資産税課税台帳で確認出来る場合に限る）等により所有者であることを確認。
贈与・売買	契約書 住民票	契約書に記載されている売主（贈与者）及び買主（受贈者）の住所と当該空き家の住所が違うことを確認する。

●中古住宅診断

中古住宅診断とは、次の各号のいずれか該当するものとする。

- イ 国土交通省「長期優良住宅化リフォーム推進事業」におけるインスペクター講習団体に登録された者による、既存住宅インスペクション・ガイドライン（国土交通省策定）に規定された既存住宅現況検査
- ロ 既存住宅売買瑕疵保険への加入を目的とした既存住宅現況検査

●中古住宅診断実施の確認

中古住宅診断の実施状況については下記の資料により確認する。

中古住宅診断実施の確認書類

実施者	タイプ	基準	補助交付時の確認書類	備考
買主	個人 (売買前)	ガイドライン	① 検査報告書 ② 検査人証	
		瑕疵保険	① 検査報告書+瑕疵保険申込書 (or 既存住宅瑕疵保険付保証明書)	
	個人 (売買後)	ガイドライン	① 検査報告書 ② 検査人証	
		瑕疵保険	① 検査報告書+瑕疵保険申込書 (or 既存住宅瑕疵保険付保証明書)	※居住前が条件
売主	法人	瑕疵保険	① 検査報告書+瑕疵保険申込書 (or 既存住宅瑕疵保険付保証明書)	※検査人は保険法人
	個人	ガイドライン	① 検査報告書 ② 検査人証	
		瑕疵保険	① 検査報告書+瑕疵保険申込書 (or 既存住宅瑕疵保険付保証明)	

既存住宅インスペクションガイドライン (第2画)

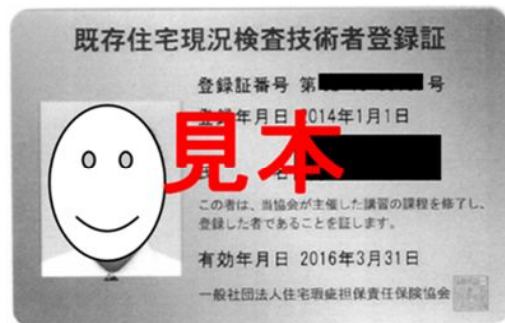
■検査業務の実施概要

検査事業者名称	氏名			登録番号
既存住宅 現況検査技術者	資格	名称		登録事項の種類
		<input type="checkbox"/> 一般建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> 建築基準法等の判定業務者 <input type="checkbox"/> 一般建築衛生管理士 <input type="checkbox"/> 一般建築衛生管理士 <input type="checkbox"/> その他		
検査実施日時	平成 年 月	実施時間	: ~ :	
所要時間	時間	天候		
立会者氏名				
依頼依頼主	会社名			
	氏名			

■検査対象住宅の概要

検査対象住宅の所在地	確認方法
構造	確認方法又は確認できなかった理由
住宅の工法	確認方法又は確認できなかった理由
階数	確認方法又は確認できなかった理由
瑕疵	確認方法又は確認できなかった理由
建築時期	確認方法又は確認できなかった理由
リフォーム等の実施状況	確認方法又は確認できなかった理由

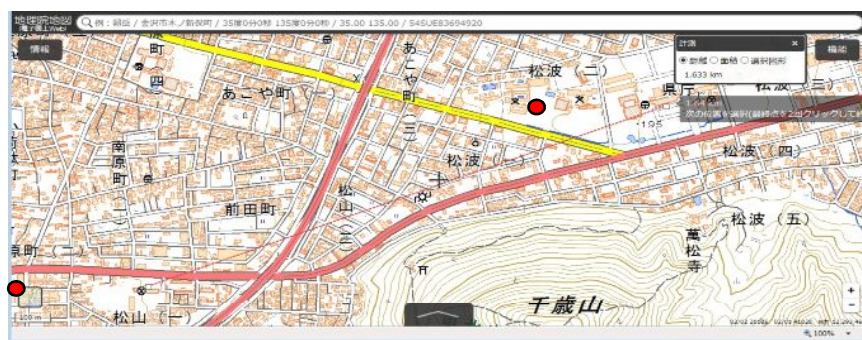
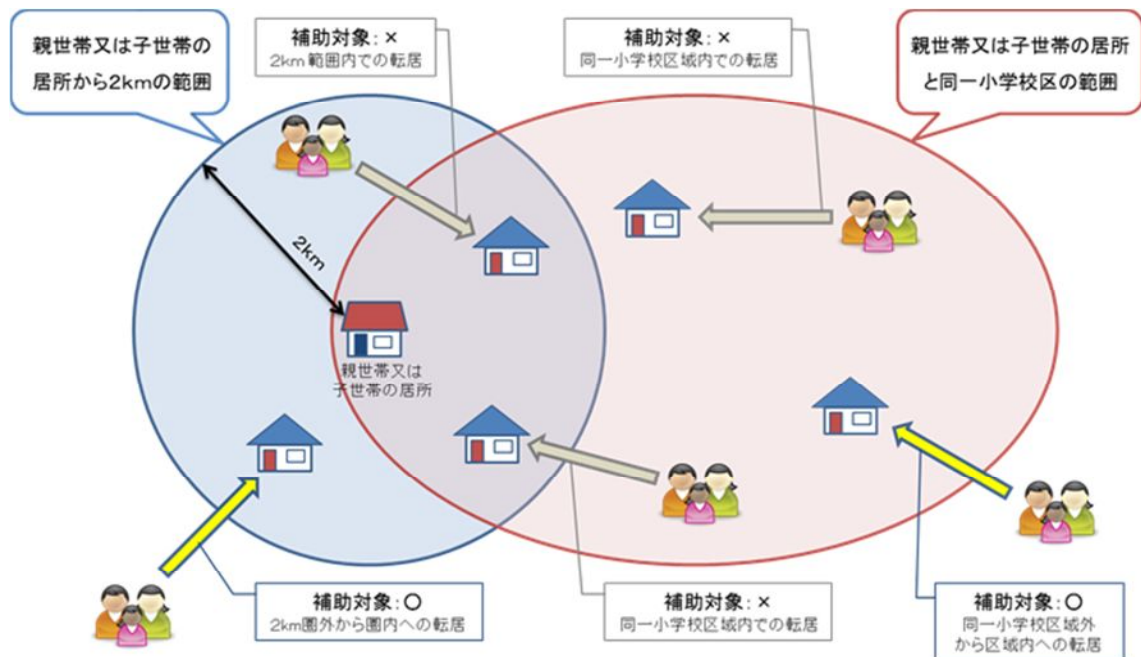
※上記「確認方法」には下記登録番号を記載



●世帯要件について

○近居世帯

平成 29 年 4 月 1 日以降に親世帯と子世帯（平成 12 年 4 月 2 日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。）の居所が新たに近居区域（親世帯と子世帯の居所の直線距離が 2km 以下である区域、又は、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域である区域）内になった世帯をいう。（既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。）



※親世帯と子世帯双方の住民票及び市販の地図や web 上の地図等により、近居区域内に転居する事がわかる資料を作成し提出してください。学区についてはお問い合わせください。

○三世帯世帯

平成 12 年 4 月 2 日以降に出生（妊娠中の子も含む）した世帯員のいる、直系の三世帯以上で同居している世帯。（リフォーム後に同居する場合も含む）

※世帯とは、血縁関係や婚姻関係者であり、実際に同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団。たとえ住民票において世帯が分離していたとしても、「血縁関係や婚姻関係者であり、実際に同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団」であれば世帯とみなす。

○移住世帯

①平成 29 年 4 月 1 日以降に世帯員全員が県外から東根市に移住した世帯。（リフォーム後の移住も可。）

②平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城、福島各県に限る。）に住所を有しており、平成 29 年 3 月 31 日までの間に東根市内に転入し、本市に転入する直前の市町村に住所を有していた世帯全員が転入届をし、新たに起きた世帯。

○新婚世帯

婚姻してから 1 年以内の世帯。（申請時は未婚であるが、完成時までには婚姻する場合も可。）

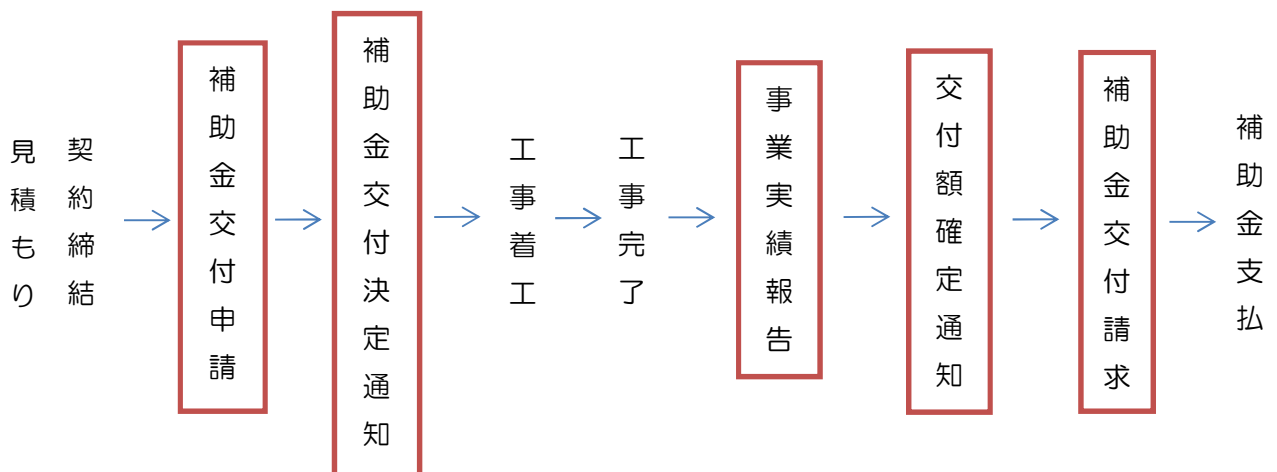
○子育て世帯

平成 12 年 4 月 2 日以降に出生（妊娠中の子も含む）した世帯員が 3 人以上おり、当該世帯員及び当該世帯員との続柄が父母または祖父母から構成される世帯。

○一般世帯

上記の世帯に該当しない世帯。

●手続きの流れについて（新築・リフォーム共通）



1. 補助の対象となる要件

<p>① 東根市に住民登録し、居住し、住宅を所有している方であること。</p> <p>・新築される方、中古住宅を購入して行うリフォーム工事、空き家（売買により取得した空き家は中古住宅診断を実施したものに限る。）を活用するリフォーム工事を行う場合は、県外・市外に居住している方も対象となります。</p>
<p>② 申請者及び該当する世帯員全員が市税等を滞納していないこと</p>
<p>③ 未着工の工事であり、東根市内の業者が施工する工事であること。</p> <p>・リフォーム工事をされる方で、県の補助金を受ける場合は、東根市内の業者であり、かつ山形県内に本店を有する事業所である必要があります。</p> <p>・東根市内の業者とは、東根市内で事業を営む個人事業者、法人事業者をいいます。見積書や契約書、請求書等に記載する住所が東根市内になっていないものは対象外です。</p> <p>・すでに工事を完了したもの、着工しているもの、補助金交付決定前に着工したものは対象外となります。</p>
<p>④ 住宅(母屋)に係る工事経費が10万円以上(税込)のもの。</p> <p>・住宅等を増築する工事のうち、増築部分のみで独立した機能（風呂、トイレ、台所、居室）を有するものを増築する工事の場合、県の補助金の要件工事には該当しません。</p>
<p>⑤ 平成31年3月10日までに工事が完了し、平成31年3月20日までに実績報告書を提出できるもの。</p> <p>・申請受付は予算が無くなり次第終了となります。</p>
<p>⑥ 自己の居住用に建築若しくは取得した住宅で、現在当該住宅に住民登録がない場合は平成31年3月20日までに住民登録を行うこと。</p> <p>・集合住宅は、居住部分のうち個人所有部分、店舗や事務所等の併用住宅では居住部分のみが対象となります。</p>
<p>⑦ 補助対象となる工事の内容が、市や県が実施する他の補助制度を利用しないこと。</p> <p>・同一の工事内容に対して、原則重複して補助を受けることはできません。ただし、工事内容を分けた場合は、複数の補助制度を利用することが可能です。</p> <p>・東根市定住促進助成金のみ本制度と併せて利用することができます。</p>
<p>⑧ その他注意事項</p> <p>・この補助金は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間で、住宅一戸につき一回限りとします。</p> <p>・契約に基づいて実施する工事が補助対象であり、自らが所有する住宅をご自身で施工されるものは対象外です。</p>

上記の要件に該当する方は、新築、リフォーム補助の対象となります。

新築工事の補助率は10%（市の補助のみ）、上限額は15万円になります。

リフォーム工事は世帯要件、工事要件によって補助率、上限額が異なります。

2. 交付申請

新築とリフォームでは提出書類が異なります。またリフォームの場合でも、該当する世帯要件、工事要件によって提出書類が異なります。

申請書類は、窓口を持参してください。（郵送での受付はいたしません。）

★ 必要書類 ★(共通)

書 類 等	特 記 事 項
申請書	
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工業者の記名、捺印のあるもの ・ 内訳のわかるもの ・ コピー可
工事計画図 (平面図等、間取りがわかるもの)	<p>〈新築工事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立面図及び平面図 <p>〈リフォーム工事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リフォーム工事前後の違いがわかる図面で、工事箇所、工事内容を書き込んだもの（色分けや斜線等で明示すること） ・ 外壁工事の場合は立面図 ・ 屋根工事の場合は伏図または立面図
カタログの写し、性能比較表	<p>製品の性能が要件となっている場合には、カタログ等で性能の確認が必要となります。</p> <p>〈例〉 複層ガラス、断熱外壁材等</p>
住宅の案内図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地図の写し等
工事着工前の写真	※13 ページの【写真撮影時の注意事項】をご確認ください。
住民票謄本(コピー不可)	世帯主、続柄、本籍、筆頭者が記載されているもの
戸籍謄本(コピー不可)	住宅の所有者と申請者が異なり、住民票の続柄で確認できない場合には戸籍謄本の提出が必要です。
市税等情報確認承諾書 (東根市に住民登録している方) 納税証明書若しくは非課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者及び申請に係る 18 歳以上のすべての世帯員の氏名・生年月日を記入してください。 <p>※現在東根市に住所のない方、平成 29 年 1 月 2 日以降に東根市に転入された方は、こちらの承諾書の代わりに平成 29 年 1 月 1 日に住所のあった市町村から発行された申請に係る 18 歳以上の世帯員全員の平成 29 年度納税証明書、平成 29 年度非課税証明書（コピー不可）が必要です。</p>

住宅所有者がわかる書類	<p>＜新築工事＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築契約書の写し等 <p>＜リフォーム工事＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅部分の固定資産税の課税明細書や登記簿の写し等、中古住宅購入後のリフォーム工事の場合は売買契約書の写し等 ・ 固定資産税の課税明細書の写しを提出される方は、申請時点で最新のものをご提出してください。最新のものがない場合は、税務課で家屋部分の「固定資産税台帳記載事項証明書」を申請し、提出してください。
県補助費対象工事基準点算出表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県補助を受ける場合のみ
工事契約書又は工事請書	<p>新築工事、県補助を受ける場合には必須です。</p> <p>市補助のみの方は必須ではありませんが、工事内容や支払関係のトラブルを防止するために契約を締結してください。</p>

↓↓ 以下の書類は該当する方のみ必要です ↓↓

各世帯要件により申請時の添付書類（共通）に追加で書類の提出をお願いする場合があります。

1. 三世帯世帯

① 戸籍謄本（コピー不可）

直系の三世帯であることが条件となりますので、住民票謄本で続柄の確認が取れない場合や世帯を別に行っている方は提出が必要となります。

② 母子手帳の写し

出生予定の子を含めて三世帯世帯の要件を満たす場合には、出生予定日が確認できる部分の写しの提出が必要となります。

2. 移住世帯

① 住民票除票（除かれた住民票の写し）

従前の住所地での世帯員全員の転入を確認するため、提出が必要になります。

② 平成 29 年度納税証明書

平成 29 年 1 月 2 日以降に東根市に転入された方は、平成 29 年 1 月 1 日に住所のあった市町村から発行された証明書が必要になります。

3. 近居世帯

① 戸籍謄本（子世帯の）

住民票で親子関係を確認することができないため、戸籍謄本の提出が必要になります。

② 直線距離の分かる地図

従前の住所地が当然近居区域外である場合を除き、従前の親又は子世帯の居住地との距離と移住後の距離を地図で確認することが必要となります。

住宅地図又は Web 上の地図の写しを提出してください。

③母子手帳の写し

出生予定の子を含めて近居世帯の要件を満たす場合には、出生予定日が確認できる部分の写しの提出が必要となります。

4. 新婚世帯

①戸籍謄本

ただし、申請時に入籍していない場合で実績報告提出時までに入籍予定の場合には実績報告時に提出してください。

5. 子育て世帯

①母子手帳の写し

出生予定の子を含めて子育て世帯の要件を満たす場合には、出生予定日が確認できる部分の写しの提出が必要となります。

6. 県産木材使用工事

①県産木材使用量計算書

県の要件工事④に該当する方は、県産木材を一定量使用することが条件となっているため、使用量計算書の提出が必要となります。

3. 変更(廃止)承認申請

工事着工後、申請の内容に変更が生じる場合は、変更に係る部分の工事について着工前に変更承認申請をして、承認を受けてから着工する必要があります。また、値引き等で補助金の交付額に変更が生じる場合にも変更申請が必要になります。

工事を廃止する場合も、申請が必要です。書類は、窓口に持参してください。(郵送での受付はいたしません。)

ただし、次の場合は変更承認申請をする必要はありません。

- ・補助金の額に変更がないもの。

(補助金の額に変更がなくても、内容が変更になる場合は申請が必要です。)

★ 必要書類 ★

書 類 等	特 記 事 項
変更承認申請書	
変更に係る見積書	・ 施工業者の記名、捺印のあるもの ・ 内訳のわかるもの ・ コピー可

変更に係る工事計画図(平面図等)	
変更工事着工前の写真	※13 ページの【写真撮影時の注意事項】をご確認ください。

4. 実績報告

工事完了後、実績報告が必要です。必要書類を窓口へ提出してください。(郵送での受付はいたしません。)

実績報告の締め切りは平成31年3月20日です。(工事完了は3月10日まで。)

期限を過ぎた場合は、補助金の交付ができなくなりますのでご注意ください。

★ 必要書類 ★

書 類 等	特 記 事 項
実績報告書	
領収書の写し	
工事明細書または請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工業者の記名、捺印のあるもの ・ 内訳のわかるもの ・ コピー可 ※領収書と、工事明細書または請求書の金額が同額になっているか必ず確認してください。端数値引き等をした場合は、必ず明記してください。
工事完了後の写真 工事途中の写真	※13 ページの【写真撮影時の注意事項】をご確認ください。 配管工事や断熱化工事等内部工事など完成後に見えなくなる箇所については、工事途中の写真を提出してください。

↓↓ 以下の書類は該当する方のみ必要です ↓↓

書 類 等	特 記 事 項
住民票謄本(コピー不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築、中古住宅購入後のリフォーム工事等で、交付申請時に補助金の対象となる住宅に住居登録がなかった方は提出が必要になります。
戸籍謄本(コピー不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新婚世帯において、申請時に婚姻予定であり、実績報告日までに入籍した方は提出が必要になります。

やまがた県産木材利用センター発行の販売管理票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の要件工事④に該当する方 ・ 合板使用の場合は工事途中の写真での確認になります。
県産木材使用量計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の要件工事④に該当する方

5. 補助金請求

請求書に必要事項を記入し、提出してください。窓口への持参、郵送どちらでも可能です。

※申請者以外の口座に入金を希望される方は、委任状の提出が必要になります。

別世帯の方の口座に入金を希望される場合は、委任状の提出のほか、申請者の方との関係を示す書類等の提示をお願いする場合があります。(戸籍謄本等)

請求書を提出後、一か月程度で入金となります。請求者ご自身で記帳し、入金を確認してください。

【写真撮影時の注意事項】

- ・カラープリントしたもので、L判程度の大きさのもの（8.9×12.7センチ程度のもの）を提出して下さい。
- ・L判の写真で提出する場合は、A4用紙、アルバム、台帳等へ貼り付けし、余白にどの箇所の写真であるかを明記してください。
- ・実績報告時には、《着工前》・《工事途中》・《完了後》の順で写真を整理し提出してください。

《着工前》

新築工事・・・更地の状態を撮影したもの。住宅を解体後に新築する場合は、解体前の住宅を撮影したもの。

リフォーム工事・・・住宅全体（外観）及び工事を行う箇所すべてを撮影したもの。
※県の要件工事に該当するか否かではなく、見積もりに記載されているすべての工事箇所を撮影したものがが必要です。

- ・高効率給湯器等の設置工事で、工事前後で設置場所が異なる場合は、設置予定の場所も撮影してください。
- ・段差解消や便器、浴槽等の高さが変わる工事を行った場合は、床からメジャーをあてて、全体及び測定値のアップを撮影してください。
- ・二重建具、複層ガラス設置等工事を行う場合は、出来るだけ近づいて窓枠全体を撮影してください。着工前のガラスが単板ガラスであれば、それが確認できるように撮影してください。（障子、カーテンを閉めた状態で撮影したものは不可。）
- ・屋根等の工事で足場等を組まないと撮影できない箇所については、撮影できる箇所で構いません。ただし、交付決定後に足場を組んでから着工前までに撮影をし、実績報告時に合わせて提出してください。

《工事途中》

次の工事は、工事途中の撮影が必要です。実績報告時に合わせて提出してください。

配管工事や断熱化工事等内部工事など完成後に見えなくなる箇所については、工事途中の写真提出してください。例：ロードヒーティング、断熱工事、配管工事等

《完了後》

新築工事・・・住宅全体（外観）及び住宅内部を撮影したもの。
※外観はできるだけ東西南北の4方向から撮影してください。
住宅内部については、すべての部屋を撮影する必要はありません

んが、内装工事も終わっていることがわかるように撮影してください。

リフォーム工事・・・申請時に提出した写真と同じアングルで撮影し、工事前後の違いが明確にわかるようにしてください。(移設した場合や、同じアングルでは型番が写らない場合等は除きます。)

- ・便器、浴槽等の高さが変わる工事を行った場合は、床からメジャーをあてて全体及び測定値のアップを撮影してください。
- ・浴室の段差解消工事を行った場合には、着工前より段差が低くなっていることが条件となっていますので、床からメジャーをあてて測定値のアップを撮影してください。
また、居室や廊下等の段差解消工事の場合は、完成時に実測値で見切材を入れても5mm以下であることが条件となっていますので、床（見切材を含めない）からメジャーをあてて測定値のアップを撮影してください。
- ・二重建具、複層ガラス設置等工事を行った場合は、窓枠全体が写っており、複層ガラスであることが確認できるように撮影してください。また、窓枠に二重建具であることがわかる商品名等がついている場合は、その部分のアップで撮影してください。(障子、カーテンを閉めた状態で撮影したものは不可)

記載例

様式第1号（第6条関係）

平成 **30** 年 **4** 月 **1** 日

東根市長 あて

申請者 住 所 **東根市中央一丁目1-1**

氏 名 **東根 太郎** 

電話番号 **0237-42-1111**

東根市住まい応援事業費補助金交付申請書

東根市住まい応援事業費補助金の交付を受けたいので、東根市住まい応援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 工事内容	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム等工事（ 浴室改修工事 ） 工事完了予定日：平成 30 年 5 月 30 日		
2. リフォーム工事要件	<input type="checkbox"/> 市補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 県補助あり（ <input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 県産木材 <input type="checkbox"/> 空き家活用）		
3. 世帯要件	<input checked="" type="checkbox"/> 一般世帯 <input type="checkbox"/> 三世帯世帯 <input type="checkbox"/> 移住世帯 <input type="checkbox"/> 近居世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯		
4. 補助対象工事費	市補助対象工事費（税込）	金	1,180,000 円 ㉠
	県補助対象工事費（税込）	金	1,180,000 円 ㉡
5. 補助金申請額 ※1,000円未満 切捨で記入のこと	金	118,000 円 ㉢	合 計 236,000 円
	金	118,000 円 ㉣	

【補助金申請額 算出根拠】

補助金の種類	補助金の額	
	市補助費	三世帯世帯、移住世帯、近居世帯、新婚世帯、子育て世帯
市補助費 ㉠	上記㉠×10%、15万円上限	※県補助費の対象であることが条件 上記㉠×10%、20万円上限
県補助費 ㉡	上記㉡×10%、20万円上限	上記㉡×20%、30万円上限
	※県産木材3㎡以上使用 又は空き家リフォーム等工事 上記㉡×10%、30万円上限	※県産木材3㎡以上使用 又は空き家リフォーム等工事 上記㉡×20%、40万円上限